

令和6年 第1回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年1月25日(木) 午前9時30分～午前10時23分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員(14人)
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事録署名人の指名について(2人)
- 6 議事日程
 - 議案第141号 農地法第3条による許可申請の件(5件)
 - 議案第142号 農地法第3条第1項目的の競売に係る
買受適格証明願の件(1件)
 - 議案第143号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件(1件)
 - 議案第144号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員(4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和6年第1回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、13番〇〇委員、1番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第141号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 1,605 m²

譲受人 〇〇 耕作面積 6,681 m²

坪単価 1,100 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

10月の総会にて買受適格証明の交付について審議した案件です。現在も、ハウス内でなすを栽培されており、必要な農業用機械も持ち合わせているため、耕作については問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号2番
土地の表示 ○○、田、面積 1,086 m²
譲渡人 ○○
譲受人 ○○ 耕作面積 36,823 m²
坪単価 5,000 円
以上です。

○議長
事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
申請地については、現在も譲受人が耕作しています。譲受人は、○○を中心に農業を営んでおり、耕作面積も十分にあるため、今後の耕作についても問題ないと思われます。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号3番

土地の表示 ○○、田、面積 467 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 467 m²

坪単価 1,400 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請地と、申請地の北側にある譲渡人の住居がセットで売り出されている案件です。譲渡人が高齢であり施設に入るため、住居と申請地を合わせて売却したく今回の申請に至ったものです。譲受人は農業用機械を持っていませんが、野菜等を作るのが好きであるということで、申請地では、ご主人と一緒に果樹と野菜を植えるとのことでした。意欲的であり、耕作についても問題ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号4番

土地の表示 ○○、田、面積1,771㎡

譲受人 ○○ 耕作面積 1,771㎡

坪単価 900円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

11月の総会にて買受適格証明の交付について審議した案件です。買受適格証明の交付時に確認したとおり、野菜やイチジク、ビワを耕作するという事で、問題ないと思われまます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号4番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号5番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号 5 番

土地の表示 ○○、田、面積 74 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 15,196 m²

坪単価 3,900 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

申請地の北側に隣接している、譲渡人所有の6筆の○○の農地と申請地を合わせて譲受人が購入するものです。譲受人は、○○で50aの田を、○○で40aの果樹園を耕作しています。申請地は、面積が小さく三角形となっており、耕作には適しませんが、北側の6筆と合わせて水田として耕していくということで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

○○分については○○農業委員会に提出されていると思いますが、今回の場合のように複数の市町にまたがって農地を購入する場合、どちらかで不許可となった場合はどうなるのでしょうか。

○事務局

それぞれの農業委員会で許可・不許可を判断することとなりますが、そういった状況を避けるため○○農業委員会に確認したところ、○○分の農地についても、事務局としては問題ないという見解で、今月の総会で審議すると聞いています。

○○○委員

私も○○の農業委員に確認したところ、問題ないということで確認書に署名したと聞いています。

○議長

他に質疑はございませんか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。受付番号5番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
続きまして、議案第142号農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願の件について次のとおり証明願の提出があったので、審議決定たまりなく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局
受付番号1番
土地の表示 ○○、田、面積1,570㎡
○○、田、面積1,431㎡
○○、田、面積1,358㎡
○○、田、面積2,166㎡
譲受人 ○○ 耕作面積 6,525㎡
以上です。

○議長
事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員
譲受人は、息子さんとともに申請地を耕作していくとのこと。息子さんは、過去農業関係の仕事に就かれており、知識を有しています。譲受人は、現在○○でイチジクを栽培しており、申請地でも中心部でイチジクを、縁辺部で野菜を植えたいとのこと。周辺の水田への影響にも十分配慮して下さるということで、問題ないと思われま。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第143号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積1,322㎡の内2.66㎡

申請人 ○○

転用目的 営農型発電設備

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、詳細についても事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地に支柱を立て、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、支柱部分のみの面積について、転用許可を得る必要があります。また、この営農型太陽光発電設備については、設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなければならないことから、一時転用許可とし、期間満了を迎え再許可を行う際には営農の状況を確認することとなっております。本案件は、3年間の一時転用許可の対象であり、平成28年9月6日に最初の一時転用許可を受けております。その後、三度の再許可を行い、今回、令和6年3月8日に期間満了を迎えるため、再許可を取得しよう

と申請があったものです。平成 28 年に最初に許可を受けて 3 年間は、シキミ栽培を行っていましたが、水はけの悪い土壌であり、計画どおりの作付ができなかったため、令和元年の更新の際には、適正な営農の履行に疑義がありましたが、苗木を約 400 本植え直すことや土壌改良、水はけ対策を講ずることを条件に令和 2 年 3 月 30 日付けで 1 年間の再許可がおりました。その後、申請どおり対策を講じたものの、やはり十分な作付ができなかったため、前回、令和 3 年の更新を機に、シキミの栽培を辞め、土地の水はけの影響を受けずに営農することが可能であるポット式のブルーベリーを栽培するというので、再度 3 年間の一時転用許可を受けました。その後は、順調に生育され、現在は木が育ち、今年中には約 150 kg が収穫できるということです。今回の申請でも、前回再許可を受けた内容と同様に、ポット式のブルーベリーを栽培していくとのことで、営農について問題ないと思われます。
以上です。

○議長

担当の農業委員から補足説明はありますか。

○○○委員

ありません。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号 1 番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 144 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4年10か月
利用権の設定を行う件数 17件
利用権を設定する面積 19,633 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3年4か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,300 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3年10か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 465 m²
利用権を設定する作物 普通畑

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4年10か月
利用権の設定を行う件数 9件
利用権を設定する面積 9,035 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年4か月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 1,208 m²
利用権を設定する作物 普通畑

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年10か月
利用権の設定を行う件数 3件
利用権を設定する面積 2,442 m²
利用権を設定する作物 水稻等
以上です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

一覧表の「再設定解約相手変更」とはどういう意味でしょうか。

〇事務局

以前は今回借りる方とは別の方が借りていて、その契約を解約して新たに今回借りる方との利用権を設定するという意味です。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。議案第144号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

〇事務局

次回の総会日程を読み上げ。

〇議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。